

# 入札公告

令和8年度生活支援コーディネーター等研修事業委託業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年4月6日

高知県知事 濱田 省司

- 1 業務名  
生活支援コーディネーター養成研修等事業委託業務
- 2 業務仕様等  
別添仕様書のとおりとする。
- 3 契約期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 入札の方法  
一般競争入札
- 5 入札者の資格及び資格審査の方法等
  - (1) 入札参加資格
    - ア 高知県内事業者であること。（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。）
    - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
    - エ 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
    - オ この入札公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
    - カ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
  - (2) 入札参加の方法等  
この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）、業務実績証明書（様式2）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

ア 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

＜アドレス＞

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026033000372/>

イ 申請書等の提出

(ア) 提出部数 1部(申請書等)

(イ) 提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時

(ウ) 提出場所 高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

(エ) 提出方法 直接持参、郵送(書留もしくは簡易書留)

(オ) 費用 提出者の負担とする。

6 質疑応答

(1) 様式3により、電子メールに添付のうえ、(6)の電子メールアドレスへ送付すること。FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。

(3) 質疑に対する回答は、質疑を行った者及び5の入札参加申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限

令和8年4月17日(金)正午

(5) 質疑書回答期限

令和8年4月23日(木)午後5時

(6) 質疑等の送付アドレス

E-mail: 060201@ken.pref.kochi.lg.jp

7 申請書等の審査結果に係る事項

申請書等の提出があったものについては、入札参加資格の確認結果を令和8年5月11日(月)までにFAXで通知する。

8 入札の日時及び場所

入札書を令和8年5月25日(月)午後5時までに高知県子ども・福祉政策部長寿社会課に郵送(書留郵便)により提出すること。提出にあたっては、別紙「入札書の送付の仕方について」を参考とすること。

9 開札の日時及び場所

令和8年5月26日(火)午前10時

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県本庁舎4階 高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

10 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則第

9条及び第10条の規定に該当する場合は、この限りでない。

11 最低制限価格の有無

無し

12 落札者の決定等

予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格の者を落札者と決定する。ただし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、同価格の者が二人以上あるときは、抽選により決定する。

入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札（2回を限度とする）に付し、なお予定価格を超える場合は最低価格の者から順次示談のうえ、予定価格の範囲内において契約する。

13 無効入札

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（1）入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

（2）入札に際し、不正の行動があったとき。

（3）入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

（4）納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。

（5）入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。

（6）入札書の金額を訂正しているとき。

（7）（1）から（6）までに掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

14 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を納めなければならない。

ただし、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。

15 入札に関し留意すべき事項

（1）入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

（2）いったん郵送した入札書については、取り替え、訂正し、又は取

り消すことはできない。

(3) 代理人の入札にあたっては、委任状の提出が必要である。

16 その他事項

(1) 入札参加者は、別紙「物品購入等一般競争入札心得（郵便入札）」を承知すること。

(2) 提出された申請書等は返却しない。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。

(4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。